



環境省

OECD・自然共生サイトについて

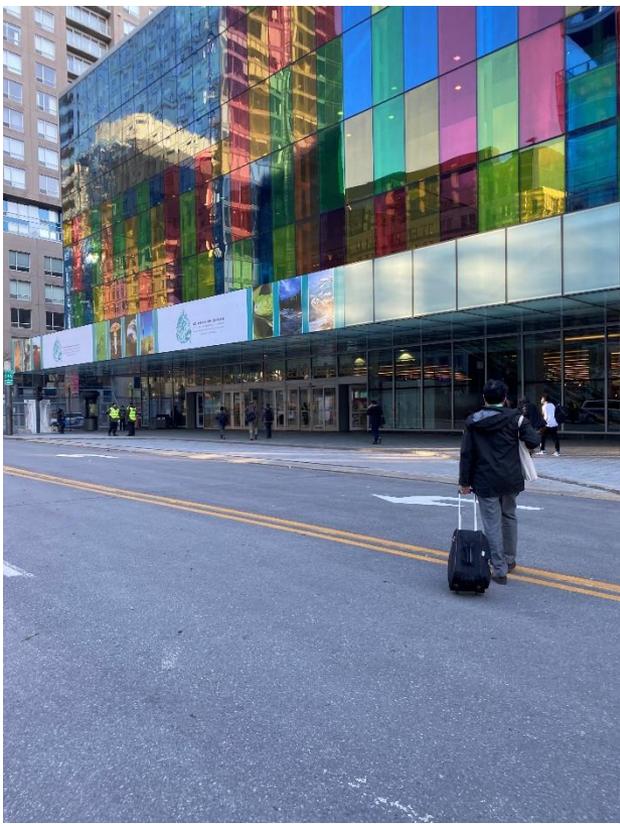
環境省自然環境局自然環境計画課
関東地方環境事務所



生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二部

2022年12月7日～19日@カナダ・モントリオール（議長国：中国）

- 2010年日本の名古屋で開催されたCOP10で採択された愛知目標（2020年までの世界目標）の後継となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択



昆明・モンリオール生物多様性枠組の構造

2050年ビジョン 自然と共生する世界

2030年ミッション

必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

昆明・モンリオール 2050年ゴール

ゴールA 保全

ゴールB 持続可能な
利用

ゴールC 遺伝資源への
アクセスと利益配分
(ABS)

ゴールD 実施手段

昆明・モンリオール2030年ターゲット (緊急に取るべき行動)

(1) 生物多様性への脅威の縮小 (3) 実施・主流化のツールと解決策

- 1: 空間計画
- 2: 自然再生
- 3: **30by30**
- 4: 種・遺伝子の保全
- 5: 生物採取
- 6: 外来種対策
- 7: 汚染
- 8: 気候変動

(2) 人々の需要が満たされる

- 9: 野生種の利用
- 10: 農林漁業
- 11: 自然の調整機能
- 12: 緑地親水空間

13: 遺伝資源への
アクセスと利益配分
(ABS)

- 14: 生物多様性の主流化
- 15: ビジネス
- 16: 持続可能な消費
- 17: バイオセーフティー
- 18: 有害補助金
- 19: 資金
- 20: 能力構築、技術移転
- 21: 知識へのアクセス
- 22: 先住民、女性及び若者
- 23: ジェンダー

30by30目標とは

サーティー バイ サーティー

30 by 30

- 2030年までに陸と海の**30%以上**を保全する
新たな**世界目標**



30by30が**重要**と指摘する国内外の**研究報告**

健全な生態系の回復、豊かな恵みを取り戻す

- 世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の保護地域を総面積の**33.8%**まで拡大が必要
- 日本の保護地域を**30%**まで効果的に拡大すると生物の絶滅リスクが**3割減少**する見込み

様々な効果

など

- 気候変動：緩和、適応に貢献
- 災害に強く恵み豊かな自然：
国土の安全保障の基盤
- 花粉媒介者：国内で年**3300億円**の実り
- 森林の栄養：河川を通して海の生産性を向上
- 観光や交流人口の増加などの**地域づくり**

生物多様性・自然資本で「繋がる」 ～30by30目標の達成に向けたOECMの設定等の推進～

- **30by30目標**の達成にあたっては、法律等に基づく国立公園等の保護地域に加えて、**保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）**の設定が重要。
OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）
- OECM設定の推進のため、**民間の所有地等を「自然共生サイト」として認定**。
2023年度から運用を開始し、同年中に100箇所以上の認定を目指す。

《保護地域 + OECMによる生態系連結》



保護地域以外にも、里地里山、水源の森、都市の自然など、様々な場所が生物多様性の保全に貢献



民間等の取組区域を環境省が認定しOECMの設定等の推進を通じて、30by30目標の達成につなげる

- 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を保護地域内外問わず **「自然共生サイト」** に認定。
- 「自然共生サイト」に認定された区域のうち、**保護地域との重複を除いた区域**を **「OECEM」** として登録。

自然共生サイト

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域
(申請主体：企業、団体・個人、自治体)

申請

自然共生サイト
認定

審査 (認定主体：環境省)

「自然共生サイト」のうち、保護地域との重複を除外した区域

OECEMとして国際データベースに登録

「自然共生サイト」の対象となるのは、以下の例示のような場所のうち、

- 生物多様性の価値を有し、
- 企業、団体・個人、自治体による様々な取組により、
- (本来目的に関わらず) 生物多様性の保全が図られている

区域

例えば、

企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、
自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、
文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、
緑道、都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、
ゴルフ場、スキー場、
研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、
防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、
水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、
建物の屋上、
試験・訓練のための草原・・・

「自然共生サイト」のイメージ



北海道大学雨龍研究林（北海道）



柞の森（クヌギ植林地）（石川県）



阪南セブンの海の森（大阪府）



三井住友海上駿河台ビル（東京都）



神戸の里山林・棚田・ため池（兵庫県）



シャトールジャン 梔子園（長野県）



YKKセンターパークふるさとの森（富山県）



富士通 沼津工場（静岡県）



つくばこどもの森保育園（茨城県）

自然共生サイトの特徴

- 「場（範囲）」が分かる
- 所有者・管理者が分かる
- 生物多様性の価値が分かる
- 管理内容が分かる

民間等の取組による
生物多様性保全に貢献する場所として、

どこで だれが 何をやって どうなっているか
が見えるようになるのが、「自然共生サイト」

「自然共生サイト」は企業にとって持続可能な企業活動を行うためのツール

【事例】 キリンホールディングス ^{まりこ} 梔子ヴィンヤード (長野県上田市)



“場所”が商品の特徴を決める日本ワイン
～梔子ヴィンヤード～

- Locate** ワインの味を決める重要な要素は「テロワール」であり土地の個性。畑は自然が残っており希少種が生息する地域
- Evaluate** 日本ワイン拡大のためにはブドウ畑の拡大が必要であり、対象は遊休荒廃地
- Assess** 遊休荒廃地をブドウ畑にすることで良質な草原が創出され、豊かな生態系に貢献することを農研機構との共同研究で解明
- Prepare** ネイチャーポジティブ、30by30に貢献する。共同研究成果は論文・環境報告書・Webで広く公開

キリン環境報告書2022より

- 定期的**に下草刈り**を行うことで、**希少種**を含む**生態系豊かな良質で広大な草原**を創出。
- **TNFD開示**を世界ではじめて**試行**。開示3拠点のひとつが**自然共生サイト候補**である「梔子ヴィンヤード」。

【都市での活動例】

東京建物株式会社「大手町の森」 （東京都千代田区）



- 都心が失いつつある豊かな自然環境を再生することを掲げ、単なる緑地ではなく「**本物の森**」を作ることによって、都心が抱える**ヒートアイランド現象の緩和**や**水害対策**、**生物多様性の保全**を目的としたプロジェクト。

【沿岸での活動例】

阪南セブンの海の森（大阪府阪南市）



- 府内有数のアマモ場を有する大阪府阪南市がセブン-イレブン記念財団と協定を結び、漁業者やNPOとともに、**アマモの保護保全活動**を行う「阪南セブンの海の森」プロジェクトを実施。
- **ブルーカーボンによるCO₂削減**や**環境教育の場**としても活用。この取組を含む地域づくりの活動によって、SDGs未来都市、自治体SDGsモデル事業に選定。

地域の社会課題解決に向けて企業を含む多様な主体の連携促進が重要



- 環境省では、里地里山における**社会経済的課題**と**環境的課題**を**統合的に解決**しようとする活動を支援
- 活動**場所**は**自然共生サイト候補**であり、**企業と地域を繋ぐ場所**となり得る

<令和5年度「前期」スケジュール（予定）>

【申請受付】 令和5年4月3日から5月8日まで

【事務局予備審査】 令和5年5月～6月頃

【有識者審査】 令和5年7月～8月頃

【第1期認定】 令和5年8月頃

<令和5年度「後期」スケジュール（予定）>

【申請受付】 令和5年8月・9月頃

【事務局予備審査】 令和5年9月～10月頃

【有識者審査】 令和5年11月～12月頃

【第2期認定】 令和5年12月頃

2023年中に100ヶ所以上を認定

【申請者】 ①**土地所有者**、②**管理者**、③**代表者**

【認定者】 **環境大臣** （認定証の送付、ロゴマーク使用許諾）

【認定基準】 次ページのとおり

<認定後>

【更新】 **5年**ごと

【変更】 **変更認定**が必要（軽微な場合は届出）

【取り消し】 ①**基準不適合** ②**不正手段** ③**辞退**。

1. **境界・名称**に関する基準
2. **ガバナンス・管理**に関する基準
3. **生物多様性の価値**に関する基準(次頁)
4. **管理による保全効果**に関する基準

「自然共生サイト」の認定基準

「生物多様性の価値に関する基準」の具体的内容

以下のいずれかの価値を有すること

(1) 重要性が既に認められている

(2) 原生的自然

(3) 二次的自然

(4) 生態系サービス & 健全な生態系

(5) 伝統文化

(6) 希少種

(7) 分布限定種

(8) 動物の生活史

(9) 緩衝機能・連結性

場

種

機能

30by30をみんなで進めていくための有志連合

- 2022年4月に発足。
- 企業、自治体、NPO法人等、400者以上が参加



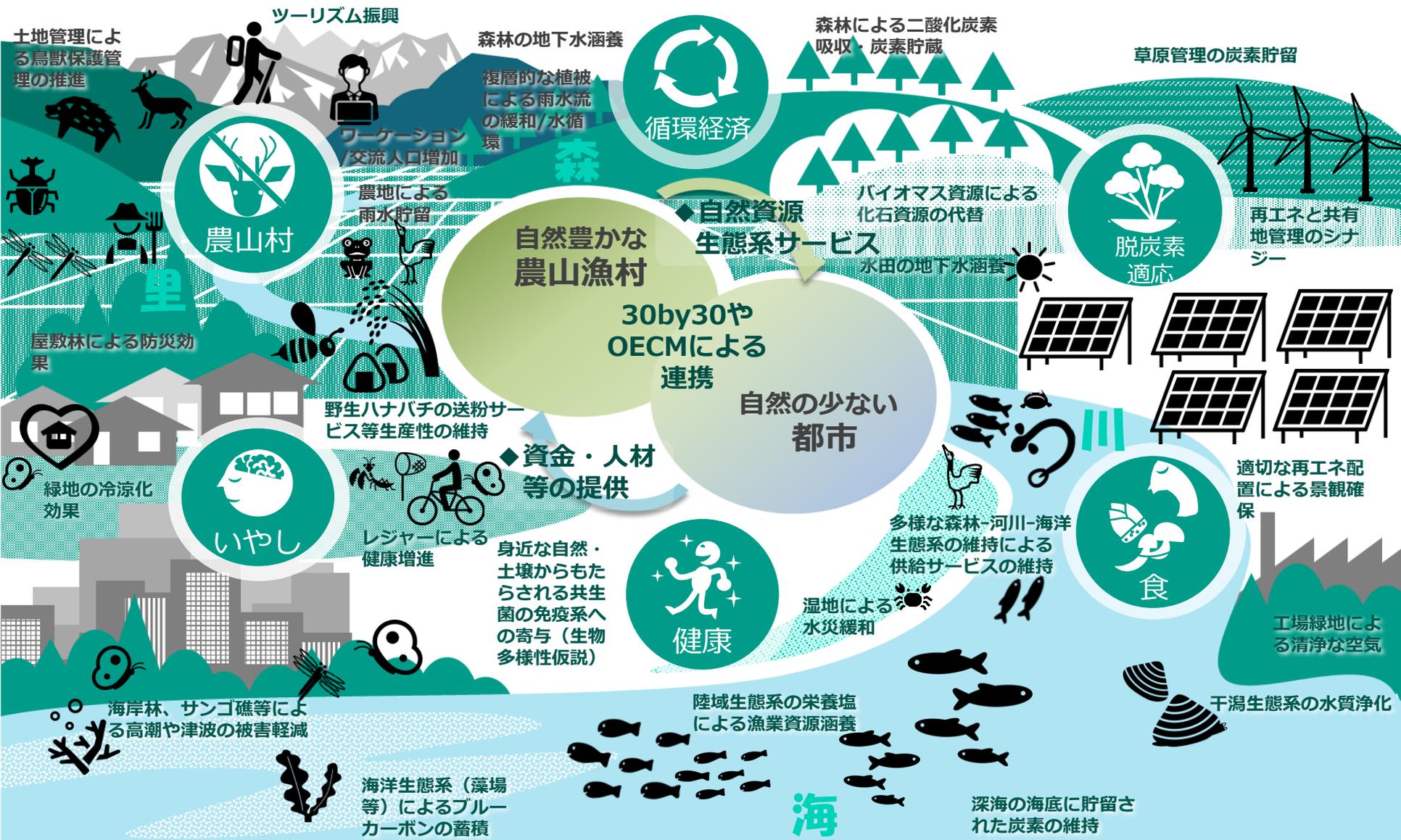
30by30アライアンスサイト

- ・参加者一覧を掲載
- ・自らの取組を掲載可能
- ・将来的にはマッチング機能も検討



30by30アライアンスメンバーになろう！

30by30実現後の地域イメージ ~自然を活用した課題解決~



日本の陸域及び内陸水域の保護区の面積割合

- 愛知目標11の対象となる国内の陸域及び内陸水域の保護地域
 (「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」(2014年3月)から抜粋)

- ・ **自然公園** (自然公園法) :
 国立公園、国定公園、都道府県立自然公園
- ・ **自然海浜保全地区**
 (瀬戸内海環境保全特別措置法)
- ・ **自然環境保全地域** (自然環境保全法) :
 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、
 都道府県自然環境保全地域
- ・ **鳥獣保護区** (鳥獣保護管理法)
- ・ **生息地等保護区** (種の保存法)
- ・ **近郊緑地特別保全地区**
 (首都圏近郊緑地保全体法、
 近畿圏の保全区域の整備に関する法律)
- ・ **特別緑地保全地区** (都市緑地法)
- ・ **保護林** (国有林野の管理経営に関する法律)
- ・ **緑の回廊** (国有林野の管理経営に関する法律)
- ・ **天然記念物** (文化財保護法)
- ・ **都道府県が条例で定めるその他保護地域**

- これらのうち地理情報が入手可能な区域を、重複を除き計算した結果、面積は約**77,300km²**、国土面積に対する割合は約**20.5%**となった。

表.地理情報が入手可能な区域の面積及び国土に占める割合

保護区種別	陸域面積 (km ²)※1	割合 (%)※2	データ基準年
自然公園	56,051	14.8	2019年
自然環境保全地域	1,126	0.30	2015年
鳥獣保護区	33,211	8.79	2018年
生息地等保護区	9	0.01未満	2018年
保護林	9,702	2.57	2018年
緑の回廊	5,843	1.55	2018年

※1 GISデータに基づく面積であり、指定面積の合計とは一致しない。

※2 重複等があるため、それぞれの割合の合計値は20.5%にならない。

我が国における海洋保護区

13.3% (59.4万km²)

○我が国の管轄権内の水域に対する海洋保護区の面積の割合は13.3%。

○それぞれの海洋保護区が該当する割合を示す。

※重複等があるため、それぞれの割合の合計値は13.3%にはならない。

①自然景観の保護等

自然公園(自然公園法) **0.43%** (70件:19,115km²)

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図る

②自然環境又は生物の生息・生育場の保護等

自然環境保全地域(自然環境保全法) **0.01%未満** (1件:1km²)

保全が特に必要な優れた自然環境を保全する

沖合海底自然環境保全地域(自然環境保全法) **5.07%** (4件:226,834km²)

沖合の区域の保全が特に必要な優れた自然環境を保全する

鳥獣保護区(鳥獣保護管理法) **0.01%** (21件:661km²)

鳥獣の保護

生息地等保護区(種の保存法) 海域では指定実績なし

国内希少野生動植物種を保全する

③水産動植物の保護培養等

保護水面(水産資源保護法) **0.01%未満** (52件:28km²)

水産動植物の保護培養

沿岸水産資源開発区域、指定海域(海洋水産資源開発促進法) **7.46%** (31件:333,616km²)

水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置等により海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進

共同漁業権区域(漁業法) **1.95%** (多数:87,200km²)

漁業生産力の発展(水産動植物の保護培養、持続的な利用の確保等)等